資料１－２

論点に対する回答

分　　野	子育てに関する各種申請業務の負担軽減
省 庁 名	厚生労働省、デジタル庁（論点３のみ）

経済界から以下意見がある。

企業の人事労務は人手不足が大きな課題。特に、年末調整のような年次業務ではなく、常時発生し得るのが「産前～産後～子育て」に関連する各種申請業務であり、男性の育休取得義務化も相まって、企業の人事労務負担の軽減は喫緊の課題。

ついては、主に以下の手続に関する負担軽減に向け、次の論点についてご回答いただきたい。

【対象の手続】

区分	手続	添付書類
雇用保険	出生時育児休業給付金申請	母子健康手帳の写し、銀行口座通帳の写し
雇用保険	育児休業給付金申請	母子健康手帳の写し、銀行口座通帳の写し、住民票の写し（パパママ育休プラスの場合）
健康保険	出産手当金支給申請書	医師の証明書
健康保険	被扶養者（異動）届	戸籍謄本、住民票の写し
厚生年金保険	養育期間標準報酬月額特例申出書	戸籍謄本、住民票の写し

【論点１】手続の省略、関連手続の紐づけについて

上記各手続の合理化の１つとして手続の省略（手続の自動化）が考えられるが、「被扶養者（異動）届」において、出生届を提出したタイミングで地方公共団体と管轄の年金事務所や健康保険組合等が連携することで、その手続を省略することができないか。

また、育児休業給付金申請を提出した者は、時短勤務等をする可能性が

高いため、「養育期間標準報酬月額特例申出書」の提出が可能であることを通知する等し、その手続を漏れなく実施できるような仕組みを設計すべきではないか。 　厚生労働省のお考えをご教示いただきたい。
【回答】 【「被扶養者（異動）届」について】 　市区町村に対する出生届の提出により、出生した子に係る健康保険の被扶養者認定の手続きも自動的に行われるようにできないか、とのご提案については、以下の理由から実施は難しく、市区町村に新たな事務をお願いする必要が生じるほか、被扶養者認定までの事務処理期間の長期化や、市区町村・保険者の事務負担増の懸念があると考えます。 □　子の扶養者となる被保険者及びその保険者の特定 　出生届の提出を受けた市区町村では、出生した子が父母等どの親族の被扶養者として認定を受けるのか、及びその被保険者が所属する保険者のいずれも特定できない。 □　被扶養者認定までの事務処理期間と市区町村・保険者の事務負担 　市区町村に新たな事務をお願いし、市区町村から被扶養者認定を行う健保組合等の保険者に対して必要な情報を送付する必要が生じるほか、保険者では、被保険者に対し被扶養者認定に必要な他の情報（例：他方の親の収入が確認できるもの等）の提供を求める場合などもあり、被扶養者認定までの事務処理期間の長期化と市区町村・保険者の事務負担の増大が見込まれる。 　なお、【論点２】②のとおり、被扶養者（異動）届については、事業主等の確認により、公的証明書等の添付書類を省略できることとして、事務負担の軽減に努めています。 【「養育期間標準報酬月額特例申出書」について】 　「養育期間標準報酬月額特例申出書」の提出が可能であることの周知について、育児休業給付金申請時の周知を提案いただいておりますが、育児休業期間中における厚生年金保険料の免除申請の対象者に対して行う方がより適切な対象者に効果的にお知らせできるものと考えており、ご指摘を踏まえ、「養育期間標準報酬月額特例申出書」の手続をより多くの方に実施していただけるような方策について前向きに検討してまいります。

【論点２】添付書類の省略について

上記各手続の合理化の１つとして添付書類の省略が考えられるが、各手続の各添付書類それぞれに関し、以下の点について厚生労働省のお考えをご教示いただきたい。

①添付書類を求める理由

②添付書類の省略に向けた規制改革の可否、制度上及びシステム上の問題点

【回答】

【出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請について】

〇母子健康手帳の写し

①　育児休業給付金等の支給申請手続き時に、育児休業を取得した期間が支給対象期間内にあること等を確認するため、母子健康手帳に記載されている出産予定日や出生日を確認しています。

※父親が育児休業給付金を申請する場合の支給対象期間は出産予定日または出生日のうち早い日から起算し、原則子が１歳になるまで。このため、出生日が出産予定日より遅れた場合は、出生日に加え、出産予定日の確認書類が必要。

※出生時育児休業給付金（主に父親である労働者が利用）の支給対象期間は、出産予定日または出生日のうち早い日から起算し、出生日または出産予定日のうち遅い日から８週間を経過する日の翌日まで。このため、出生日・出産予定日両方の確認書類が必要。

②

（１）出産予定日

子の出産予定日は、母子保健法による妊娠の届け出に関する情報として、地方自治体がマイナンバーに紐付けて入力することが可能となっており、情報入力、システム改修等を経ればハローワークにおいてマイナンバー法に基づく情報連携による提供が可能となります（本人及び配偶者（休業取得者が父親である場合に限る。）のマイナンバーの提出が必要。）。

現状、自治体によっては、妊娠届出の際に出産予定日を把握していない場合もあると考えられ、マイナンバー連携により情報が取得できなかった場合は、改めて写しの提出を求める必要が生じ、支給手続きが遅延することとなります。関係省庁において令和７年度を目標時期として進めている地方公共団体の健康管理システムの標準化の中で、出産予定日を管理項目としているところと承知しており、添付書類の廃止については、こうした取組の状況も

踏まえながら検討する必要があります。
　また、雇用保険システムについては、現在、政府の方針に沿ったクラウドサービス利用への移行など、すでに多数の大規模改修が予定されており、本件のシステム改修については、これらのスケジュールを踏まえて検討する必要があります。

（２）出生日
　子の出生日は、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）より取得可能となっており、システム改修等を経ればハローワークにおいて参照可能となります（本人及び子のマイナンバーの提出が必要。）。
　雇用保険システムについては、現在、政府の方針に沿ったクラウドサービス利用への移行など、すでに多数の大規模改修が予定されており、本件のシステム改修については、これらのスケジュールを踏まえて検討する必要があります。

○住民票の写し
①「パパママ育休プラス」の適用を求める申請者について、別途育児休業を取得している配偶者との家族関係を確認するため、住民票の記載事項を確認しています。

②配偶者及び子について記載された住民票の写しで確認している事項については、システム改修等を経ればハローワークにおいてマイナンバー法に基づく情報連携による提供が可能となります（本人、配偶者及び子のマイナンバーの提出が必要。）。
　雇用保険システムについては、現在、政府の方針に沿ったクラウドサービス利用への移行など、すでに多数の大規模改修が予定されており、本件のシステム改修については、これらのスケジュールを踏まえて検討する必要があります。

○銀行口座通帳の写し
　電子申請の場合や、公金受取口座利用希望者の場合は添付不要としており（それぞれ、令和３年８月１日、令和４年 10 月１日から）、公金受取口座の利用を希望しない者が、書面により振込口座の登録申請をする場合のみ、記入内容の誤読、誤転記等を避けるため、引き続き添付を求めることとしてい

ます。

【出産手当金について】

① 出産手当金は、出産の前後における一定期間内において、労務に服さなかったことにより所得の喪失又は減少を来たした場合に、生活保障を行う趣旨から支給しているものです。
その確実な支給に当たっては、出産の事実や出産（予定）日、出生児数等を正確に把握する必要があることから、申請手続において、これらの内容に関する医師による証明等を求めています。

② 前述のとおり、出産手当金の支給決定を行う上で、保険者において出生の事実や出産（予定）日、出生児数等を正確に把握する必要があることから、医師による証明等は必要であると考えています。

【被扶養者（異動）届について】

（健康保険組合の場合）

① 保険者による被扶養者の認定事務においては、被保険者との身分関係や、同一世帯であるか否かを確認する必要があるため、被扶養者（異動）届の提出に当たって、原則として、保険者が戸籍謄本や住民票の写し等の公的証明書等の添付を求めています。

② 身分関係等を認定するための情報を保険者又は事業主が取得している場合は、公的証明書等の添付を省略することができます。

（協会けんぽの場合）

①次の②に当てはまらない場合は、被保険者と被扶養者の身分関係を確認する必要があるため、戸籍謄本又は住民票の写し（被保険者が世帯主の場合に限る。）を、同居の場合に同一世帯であることを確認するため、住民票の写しの添付を求めています。

②身分関係を確認するための戸籍謄本又は被保険者が世帯主の場合の住民票の写しについては、一部の例外を除き、事業主が続柄を確認している場合は省略できることとしており、同一世帯であることを確認するための住民票の写しについては、年金機構において住基情報を取得し同一住所であること

を確認できる場合は、添付省略できることとしており、大半では添付書類を求めていません。

【「養育期間標準報酬月額特例申出書」について】
①現在は、申出者と子の身分関係の確認のため戸籍謄本（申出者が世帯主の場合は住民票の写しでも可）の添付を、申出者と子が同居していることを確認するため、次の②に当てはまらない場合は、住民票の写しの添付を求めています。

②申出者と養育する子のマイナンバーがどちらも記載されている場合は、申出者と子が同居していることを確認するための住民票の写しの添付は省略することができます。加えて、戸籍謄本の添付が必要な事例について改めて精査していく予定です。

【論点３】添付書類のマイナンバーによる提出不要化について

論点２を踏まえ、添付書類の省略が不可能な場合、マイナンバーを活用することにより提出を不要化することが考えうるが厚生労働省及びデジタル庁のお考えをご教示いただきたい。

なお、回答にあたっては、以下の点も踏まえたご回答をお願いします。

- 住民票の写しはマイナンバーの提供をもって提出不要とするべきではないか。
- 銀行口座通帳の写しについては、マイナンバーを利用することにより公金口座登録者に対しての添付の省略を検討すべきではないか。
- 戸籍謄本については、令和６年（2024 年）３月以降、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携が可能となると承知しており、連携可能となった場合は添付の省略を検討すべきではないか。

〈厚生労働省回答〉
【出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請について】
〇母子健康手帳の写し
【論点２】【出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請について】
〇母子健康手帳の写し②と同じ。

〇銀行口座通帳の写し
【論点２】【出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請について】
〇銀行口座通帳の写し②と同じ。

〇住民票の写し
【論点２】【出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請について】
〇住民票の写し②と同じ。

【出産手当金について】
現状、自治体によっては、妊娠届出の際に出産予定日を把握していない場合もあると考えられ、マイナンバー連携により情報が取得できなかった場合は、改めて医師による証明等を求める必要が生じ、かえって事務処理期間が長期化することとなります。関係省庁において令和７年度を目標時期として進めている地方公共団体の健康管理システムの標準化の中で、出産予定日を管理項目としているところと承知しており、医師による証明等を不要とすることについては、こうした取組の状況等を踏まえて検討する必要があると考えています。

【被扶養者（異動）届について】
（健康保険組合の場合）
・　【論点２】②の回答のとおり、身分関係等を認定するための情報を健康保険組合または事業主が取得している場合は、公的証明書等の添付を省略することができることとしています。
・　また、保険者において公的証明書が必要と判断した場合であっても、マイナンバーによる情報連携によって取得可能な情報もあり、添付不要とできる書類については健康保険組合に対してその旨を周知しています。
今後、添付書類の省略に向け、マイナンバーによる情報連携の一層の活用を呼びかけていきたいと考えています。

（協会けんぽの場合）
・　【論点２】②の回答のとおり、事業主が続柄を確認している場合や年金機構において住基情報を確認できる場合は、すでに添付省略できることとしています。
・　また、一部例外で添付書類を求めている場合についても、ご指摘のと

おり、令和６年（2024 年）３月以降、マイナンバー法に基づく情報連携により、戸籍関係情報の提供が可能となる見込みであることなどから、添付省略に向けた検討を行うこととしています。

【「養育期間標準報酬月額特例申出書」について】
申出者と子の身分関係の確認のために添付させている戸籍謄本については、ご指摘のとおり、令和６年（2024 年）３月以降、マイナンバー法に基づく情報連携により、戸籍関係情報の提供が可能となる見込みであることから、添付省略できることとする予定です。

〈デジタル庁回答〉
【添付書類のマイナンバーによる提出不要化について】
〇雇用保険法による出生時育児休業給付金及び育児休業給付金については、マイナンバー法において、既に公金受取口座の情報提供を受けることが可能とされております。
〇また、健康保険法による被扶養者（異動）届、厚生年金保険法による養育期間標準報酬月額特例申出書については、令和６年３月以降、マイナンバー法に基づく情報連携により、戸籍関係情報の提供が可能となる見込みです。
〇今後とも、マイナンバー制度の情報連携による行政の効率化、国民の利便性向上を目指し、厚生労働省と連携して課題解決の検討を進めてまいります。

以上